

広陵町国民健康保険税減免に関する規則(平成12年12月広陵町規則第22号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、広陵町国民健康保険税条例(昭和40年3月広陵町条例第5号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づき、国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の範囲)

第2条 町長は、次の各号のいずれかに該当することにより納税すべき保険税の全部又は一部を一時に納税することができないと認める場合は、その保険税を減免することができる。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、納税義務者又は被保険者が次のいずれかに該当する者となった場合

ア 地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者

イ 行方不明となった者

ウ その者の居住する住宅について著しい損害を受けた者

(2) 次のいずれかの事由により納税義務者又は被保険者の収入が減少したことに伴い、その世帯の収入が著しく減少した場合

ア 長期の入院又は自宅療養

イ 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等

ウ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由

(3) 被保険者又は被保険者であった者が、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条各号のいずれかに該当することにより保険給付の制限を受ける者となった場合

(4) 被保険者が、その資格を取得した日において65歳以上であり、かつ、同日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者である場合

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者(同法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く。)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者(同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。)

(5) 被保険者が次のいずれかに該当する者となった場合

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受ける者

イ 生活保護法の規定に準じて実施する、生活に困窮する外国人に対する保護を受ける者

(6) 前各号に定めるもののほか、保険税を減免することが適当であるとして別に定める場合

(減免の割合等)

第3条 条例第25条第1項の規定による保険税の減免に係る減免の額等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前条各号中2以上の規定に該当する場合は、各々の規定による減免の額のうち、最も大きい額となる規定を適用する。

3 保険税の賦課に際し、既に条例第22条の規定による減額、地方税法第703条の4第10項第2号及び第3号並びに同条第18項第2号及び第3号並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第2項第8号口及び八並びに同条第3項第7号口及び八の規定の適用を受けることによる減額又は地方税法第703条の5の2及び国民健康保険法施行令第29条の7の2の規定の適用を受けることによる減額(以下「軽減等」という。)が行われている場合、軽減等前の保険税額に減免の割合を乗じた額が軽減等の額を超えるときは、軽減等前の保険税額に減免の割合を乗じた額から軽減等の額を差し引いた額を減免の額とする。

(減免の額にかかる端数計算)

第4条 保険税の減免の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(適用除外)

第5条 保険税の額から第3条の規定により算定した減免の額を差し引いた額が条例第2条第2項、第3項及び第4項に規定する賦課限度額を超えるときは、減免を行わない。ただし、第2条第1号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

- 2 納税義務者が条例第23条に規定する所得等の申告を行っていないときは、減免を行わない。
- 3 第3条第3項に規定する減免の割合を乗じた額が軽減等の額を超えないときは、減免を行わない。ただし、第2条第1号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(減免の申請)

第6条 条例第25条第1項の規定により保険税の減免を受けようとする者は、国民健康保険税減免申請書(様式第1号)に別表第2に定める書類を添付し、同表に定める申請期限までに町長に申請しなければならない。ただし、第2条第4号に該当する者であって、当該期限までに資格喪失証明書等を添付した国民健康保険の資格取得の届出を町長に提出した場合は、この限りでない。

(減免の決定等)

第7条 町長は、前条の申請に不備がないことを確認したときはこれを受理し、速やかに審査等を行い、その可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の可否の決定に当たって必要と認めるときは、申請者に対し必要な書類等の提出又は提示を求めることができる。

- 3 町長は、前条の規定による申請を承認したときは国民健康保険税減免決定通知書(様式第2号)により、承認しないときは国民健康保険税減免不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第8条 第2条第1号から第3号までのいずれかの規定に該当して保険税の減免を受けた者は、当該各号の規定のいずれにも該当しないこととなったときは、直ちに国民健康保険税減免事由消滅申告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(減免の取消し等)

第9条 町長は、保険税の減免を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、その取消し又は変更を行い、その旨を当該保険税の減免を受けた者に国民健康保険税減免決定取消(変更)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(1) 資力の回復その他の事情の変化により減免の事由が消滅したと認められることとなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により減免を受けたと認められるとき。

- 2 町長は、前項の規定により保険税の減免の取消しを行った場合は、当該取り消した減免の額に延滞金等を加算した額を、当該保険税の減免を受けた者から徴収するものとする。

(旧被扶養者異動連絡票の交付)

第10条 町長は、第2条第4号の規定により保険税の減免を受けている被保険者が転出することとなったときは、当該被保険者に旧被扶養者異動連絡票(様式第6号)を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の広陵町国民健康保険税減免に関する規則の規定は、令和6年度分の保険税から適用し、令和5年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則(令和4年規則第36号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中第1号様式の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

第2条の適用規定	減免の額	減免の対象となる保険税の範囲
----------	------	----------------

第1号

- 1 納税義務者が第2条第1号アに該当する場合
当該納税義務者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険税(所得割、均等割及び平等割)の額に100分の90を乗じて得られる額
- 2 被保険者(納税義務者を除く。)が第2条第1号アに該当する場合
当該被保険者に係る保険税(所得割、均等割及び平等割)の額の全額
- 3 納税義務者が第2条第1号イに該当する場合
当該納税義務者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険税(所得割、均等割及び平等割)の額の全額
- 4 被保険者(納税義務者を除く。)が第2条第1号イに該当する場合
当該被保険者に係る保険税(所得割、均等割及び平等割)の額の全額
- 5 納税義務者又は被保険者が第2条第1号ウに該当する場合
当該納税義務者又は被保険者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険税(所得割、均等割及び平等割)の額に、次の表の左欄に掲げる額及び中欄に掲げる程度に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額

前年の合計所得金額	損害の程度	減免割合
500万円以下	全壊(又は全焼)	100分の100
	半壊(又は半焼)	100分の50
500万円超 750万円以下	全壊(又は全焼)	100分の50
	半壊(又は半焼)	100分の25
750万円超 1,000万円以下	全壊(又は全焼)	100分の25
	半壊(又は半焼)	100分の12.5
上記にかかわらず、激甚災害として政令で指定された災害である場合	全壊(又は全焼)	100分の100
	半壊(又は半焼)	100分の50

第2条第1号に規定する災害が発生した日の属する月から当該月の属する年度の末月まで(特別の事情があると認められる場合は、1年を経過する月まで)に到来する納期に係る保険税

第2号

第2条第2号に該当する者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険税(所得割)の額に、次の表の左欄に掲げる率に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額

旧ただし書所得の額の対前年減少率(見込)	減免割合

第2条第2号の該当により減免を申請する日(特別の事情があると認められる場合は、同号ア、イ又はウに規定する事由が発生した日)の属する月から当該月の属する年度の末

	<table border="1"> <tr> <td>100%</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>90%以上100%未満</td> <td>100分の90</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>100分の70</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>50%以上60%未満</td> <td>100分の50</td> </tr> </table>	100%	100分の100	90%以上100%未満	100分の90	80%以上90%未満	100分の80	70%以上80%未満	100分の70	60%以上70%未満	100分の60	50%以上60%未満	100分の50	月までに到来する納期に係る保険税
100%	100分の100													
90%以上100%未満	100分の90													
80%以上90%未満	100分の80													
70%以上80%未満	100分の70													
60%以上70%未満	100分の60													
50%以上60%未満	100分の50													
第3号	第2条第3号に該当する者の同号に規定する保険給付の制限を受けていた期間に係る保険税(所得割及び均等割(当該者が単身である場合は、所得割、均等割及び平等割))の額の全額	第2条第1項第3号に規定する保険給付の制限を受けていた期間に係る保険税												
第4号	<p>第2条第4号に該当する者に係る保険税(所得割、均等割(当該者の属する世帯に他の旧被扶養者以外の被保険者が無い場合は、所得割、均等割及び平等割))の額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料税区分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table>	保険料税区分	減免割合	所得割	100分の100	均等割	100分の50	平等割	100分の50	被保険者の資格を取得した日の属する月から2年を経過する月までの間(所得割の場合は、当分の間)に係る保険税				
保険料税区分	減免割合													
所得割	100分の100													
均等割	100分の50													
平等割	100分の50													
第5号	第2条第5号に該当する者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険税(所得割、均等割及び平等割)の額の全額	第2条第1項第5号ア又はイに規定する保護を受けることとなった日の属する月の前月以前に到来していた納期に係る保険税												
第6号	第2条第1号から第5号までに定めるもののほか、国の通知において保険税の減免の対象とされている場合において、当該国の通知に基づき算定される額	国の通知において定められる保険税												

備考)

1. 合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。
2. 旧ただし書所得とは、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額から地方税法第314条の2第2項に規定する額を控除した額又は国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号に規定する所得の金額をいう。

別表第2(第6条関係)

第2条の適用規定	申請書に添付すべき書類	申請期限
----------	-------------	------

第1号	第2条第1号ア若しくはイに該当する者となったこと又は同号ウに規定する損害を受けたことを確認できる書類 (第1号アの場合、身体障害者手帳の写し、診断書(身体障害者手帳用)、精神障害者保健福祉手帳の写し、診断書(精神障害者保健福祉手帳用)等) (第1号イの場合、行方不明届出書の写し等) (第1号ウの場合、罹災証明書の写し等)	第2条第1号に規定する災害が発生した日の属する年度の末日(ただし、特別の事情があると認められる場合は、町長が定める日)
第2号	次の全ての書類 ・収入状況等調査票(様式第7号) ・第2条第2号に該当することとなったことを確認できる書類 (第2号アの場合、90日以上 of 長期の入院又は自宅療養を要することが確認できる診断書) (第2号イの場合、廃業届出書の写し、離職票の写し、解雇通知書の写し、閉鎖事項全部証明書の写し、免責確定証明書の写し、個人事業の廃業届出書の写し等) (第2号ウの場合、減収及び被害の状況が確認できる書類の写し)	第2条第2号に該当する者となった日の属する年度の末日
第3号	第2条第3号に該当する者となったことを確認できる書類 (入所証明書の写し等)	第2条第3号に該当する者とならなかった日から6箇月を経過する日(ただし、特別の事情があると認められる場合は、町長が定める日)
第4号	第2条第4号に該当する者となったことを確認できる書類 (各保険者が発行する資格喪失証明書等の写し、旧被扶養者異動連絡票(様式第6号)等)	被保険者としての資格を取得した日の属する年度の末日
第5号	第2条第5号に該当する者となったことを確認できる書類 (生活保護受給資格証明書の写し、生活保護決定通知書の写し等)	第2条第5号に該当する者となった日の属する年度の末日
第6号	別表第1に規定する国の通知において定められた書類	別表第1に規定する国の通知において定められた日

様式第1号(第6条関係)

(令4規則36・一部改正)

国民健康保険税減免申請書

年 月 日

広陵町長 殿

申請者 住所
氏名

下記の理由により国民健康保険税の減免を受けたいので、広陵町国民健康保険税条例第25条第2項の規定により、必要書類を添付し申請します。

記

納税義務者	被保険者番号					
	住所					
	氏名					
対象年度・減免期間						
減免事由			(1) 災害 () (2) 著しい収入減少 () (3) 拘禁等 (4) 旧被扶養者 (5) 生活保護等 (6) 別に定める場合 ()			
保険税額						
【普通徴収】	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保険税額	円	円	円	円	円	円
	第7期	第8期	随期			
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
保険税額	円	円	円			
【特別徴収】	4月	6月	8月	10月	12月	2月
保険税額	円	円	円	円	円	円
減免を受けようとする理由(具体的に詳しく記入して下さい。)						
添付書類						
<input type="checkbox"/> 災害	<input type="checkbox"/> 障害者 ()					
	<input type="checkbox"/> 行方不明者 ()					
	<input type="checkbox"/> 居住宅の損害 ()					
<input type="checkbox"/> 著しい収入減少	<input type="checkbox"/>	収入状況	<input type="checkbox"/> 長期の入院又は自宅療養 ()			
		及び資産	<input type="checkbox"/> 事業の休廃止等 ()			
		保有状況 調査票	<input type="checkbox"/> 干ばつ等による農作物の 不作、不漁等 ()			
<input type="checkbox"/> 拘禁等 ()						
<input type="checkbox"/> 旧被扶養者 ()						
<input type="checkbox"/> 生活保護等 ()						
<input type="checkbox"/> 別に定める場合 ()						

国民健康保険税減免決定通知書

年 月 日

様

広陵町長

印

年 月 日付けで申請のあった国民健康保険税の減免につきましては、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

納税義務者	被保険者番号	
	住所	
	氏名	
対象年度・減免期間		
減免区分	(1) 災害 () (2) 著しい収入減少 () (3) 拘禁等 (4) 旧被扶養者 (5) 生活保護等 (6) 別に定める場合 ()	
減免決定額		
備考		

※減免を受けた事由に影響を及ぼすような資力の回復その他事情の変化があった場合は、直ちに申告して下さい。

この処分について不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に広陵町長に対し審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、広陵町を被告（訴訟においては広陵町長が被告の代表者となります。）として提起することができます。（前記審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え

を提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

国民健康保険税減免不承認通知書

年 月 日

様

広陵町長

印

年 月 日付けで申請のあった国民健康保険税の減免につきましては、審査の結果、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

納税義務者	被保険者番号	
	住所	
	氏名	
理由		

この処分について不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に広陵町長に対し審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、広陵町を被告（訴訟においては広陵町長が被告の代表者となります。）として提起することができます。（前記審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

を提起することができなくなり。

なお、処分の取消しの訴えは、前記審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第8条関係)
(令4規則36・一部改正)

国民健康保険税減免事由消滅申告書

年 月 日

広陵町長 殿

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで決定を受けた国民健康保険税の減免につきましては、下記のとおり減免の事由が消滅しましたので申告します。

記

納税義務者	被保険者番号	
	住所	
	氏名	
減免事由	<input type="checkbox"/> 災害 () <input type="checkbox"/> 著しい収入減少 () <input type="checkbox"/> 拘禁等 <input type="checkbox"/> 別に定める場合 ()	
消滅時期		
消滅理由		

国民健康保険税減免決定取消（変更）通知書

年 月 日

様

広陵町長

印

年 月 日付けで国民健康保険税の減免を決定しましたが、下記のとおり取り消し（変更）しましたので通知します。なお、未納税額につきましては、速やかに納付して下さい。

記

納税義務者	被保険者番号	
	住所	
	氏名	
取消（変更）理由		
取消（変更）期間		
備考		

この処分について不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に広陵町長に対し審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、広陵町を被告（訴訟においては広陵町長が被告の代表者となります。）として提起することができます。（前記審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

を提起することができなくなり。

なお、処分の取消しの訴えは、前記審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第10条関係)
(令4規則36・一部改正)

様式第6号（第10条関係）

旧被扶養者異動連絡票

発行年月日 年 月 日 発行

旧被扶養者	被保険者番号				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	男 ・ 女
	旧被扶養者に該当した年月日	年	月	日	
保険者	保険者番号及び 保険者の名称				

注意事項

1. 転入した市町村において旧被扶養者に係る減免（被保険者均等割額を半額等の措置）の申請を行う場合には、減免の申請書とあわせて、この連絡票を提出して下さい。
2. この連絡票を破り、よごし、又は失ったときは、ただちにこの連絡票を発行した市町村に再発行を申請して下さい。
3. この連絡票を破り、又はよごした場合の2の申請には、その連絡票を添えて申請して下さい。

様式第7号

(令4規則36・一部改正)

広陵町長 殿

申請者 住所
氏名

下記のとおり、世帯の収入状況等について偽りのないことを誓約し申告します。

(収入状況)

被保険者番号			氏名						
該当月			1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	
収入の状況	収入額	事業	営業						
			農業						
		不動産							
		給与							
		公的年金							
		その他 ()							
		小計 (ア)							
	必要経費	事業	営業						
			農業						
			専従者給与						
		不動産							
		その他 ()							
		小計 (イ)							
	差引実収入月額 (ア-イ)								
該当月			7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	
収入の状況	収入額	事業	営業						
			農業						
		不動産							
		給与							
		公的年金							
		その他 ()							
		小計 (ア)							
	必要経費	事業	営業						
			農業						
			専従者給与						
		不動産							
		その他 ()							
		小計 (イ)							
	差引実収入月額 (ア-イ)								

各月の差引実収入月額 合計	
---------------	--

(裏)

(資産保有状況)

1. 建物	面積	4. 各種保険 契約会社
	所在地	

